産婦健康診査を受診する産婦の方へ

1. 本券は、記載された産婦以外が使用することはできません。また、金券ではありませんので、使用しない場合でも払い戻し等はできません。
2. この受診票及び問診票は、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の健康状態を産婦人科の専門医に診査してもらうためのものです。
3. この受診に要する診査料（問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票による問診）は公費で負担します。医師が特に必要と認めて行う検査及び治療に要した費用は含まれません。
4. 市町村名、交付番号、交付年月日及び市町村長印のないものは無効です。
5. この受診票による健康診査は、県内の医療機関で受診することができます。また、県境地などで市町村が特に必要と認めて他県の医療機関と契約してある場合は、その医療機関でも受診できます。
6. 健康診査を受ける際は、医療機関へ予約をし、**表面の受診票の太線枠内**へ氏名、生年月日、住所等及び**裏面の産婦健康診査（産後2週間・産後1か月）問診票の太線枠内**へ記入し、母子健康手帳と一緒に検査を受ける医療機関に提出してください。
7. この診査結果は、居住地の市町村へ情報提供されます。
8. 転居等された場合は、新居住地の市町村へお問い合わせください。

※市町村の必要に応じ、受診票等に添付してください

※加筆、修正等は可能です